

蔵前テニスクラブ規約

2025 年 4 月 1 日改定

第 1 条（名称）

本クラブは、蔵前テニスクラブ（以下、「本クラブ」）と称する。

第 2 条（会員）

会員は次に掲げる者とする。

- イ. 正 会 員：東京工業大学硬式庭球部出身者で、本クラブの趣旨に賛同し、会員たる事を希望する者とする。
- ロ. 推薦会員：第 4 条の本クラブの目的に協力し、功績ある者で、本クラブ幹事会において選考の上、総会において承認された者をいう。
なお、入退会については自由意志とし、入退会希望者は、会長にその旨、報告するものとする。

第 3 条（所在）

本クラブの事務局は、東京工業大学硬式庭球部内に置く。

第 4 条（目的）

本クラブは会員相互の親睦を深めると同時に、東京工業大学硬式庭球部との連絡を密にし、この発展・強化のための援助・指導に努めることを目的とする。

第 5 条（組織）

本クラブに次の機関を置く。

- イ. 総 会：本クラブの最高議決機関とし、会長が招集し、会員すべてが参加する。少なくとも年 1 回開催し、会長が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。
- ロ. 幹 事 会：総会に次ぐ議決機関とし、会長、副会長、幹事若干名で構成する。会長が必要と認めた場合に開催することができる。

なお、総会は会員の過半数、幹事会は幹事（会長・副会長を含む）の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。但し、委任状（葉書のほか、F A X、電子メール等の電磁的手段も可能とする）を出席者に加えることができる。なお、委任状の提出なき欠席者の議決権は会長に委任されるものとする。

第 6 条（役員）

本クラブには、以下の役員を置く。

- イ. 会 長 1 名 本クラブを代表し会務を統括する。
- ロ. 副 会 長 3 名以内 会長を補佐し、会長に事故ある時は、これを代行する。
- ハ. 幹 事 1 0 名程度 会務の運営にあたる。
- ニ. 顧 問 若干名 会長、幹事からの相談に応ずる。
- ホ. 年度委員 各年度 1 名 各卒業年度の会員への連絡業務にあたる。

第 7 条（役員の選任）

会長、副会長は、総会において、会員の推薦により選任されるものとし、幹事、顧問の構成・任命は、会長に一任する。

また、年度委員は、各卒業年度会員の互選により、選任される。

第8条（役員の任期）

第6条の任期は、2年とするが再任は妨げない。

但し、会長の任期は、連続して2期を超えないこととする。

第9条（会計）

本クラブの運営は会費、寄附、その他収入をもって行なう。

毎年4月1日～翌年3月31日を会計年度とし、総会において会計報告を行なう。

第10条（会費）

会員は別に定める年会費を納入しなければならない。第9条にて定めた会計年度内の入退会者も、年会費を納入する。

但し、年会費の納入は、満65才までの会員とする。

第11条（除名）

会員が本クラブの名誉を汚し、又は秩序を乱す行為があった場合は、除名することができる。

第12条（規約の変更）

本規約の変更は総会の決議事項とする。

（附則）

第1条（年会費）

会員毎に年額7,000円とする。

[改定記録]

第10条 満60才を満65才に変更

2025.4.1 茶谷